

## 志茂子ども交流館多目的室（集会室）利用基準

21北ま第1133号  
平成21年 5月26日

### （目的）

第1条 この利用基準は、志茂まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）が、地域の防災性と居住環境の向上を図り、安全で住みよいまちづくりを推進する活動及び地域の多様な世代が交流し、地域力の向上とコミュニティの醸成につながる活動を行うために、東京都北区立志茂子ども交流館の多目的室（集会室）（以下「集会室」という。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （利用方法）

第2条 協議会が集会室を利用して前条の活動を行う場合には、北区まちづくり部まちづくり推進課（以下、「まちづくり部」という。）は、区立志茂子ども交流館館長（以下、「館長」という。）に対して事前に連絡及び確認を要するものとする。

### （利用計画）

第3条 まちづくり部、協議会及び館長は、集会室の利用計画や利用状況等を協議し、集会室の計画的な利用に努めるものとする。

### （利用日、利用時間等）

第4条 集会室の利用日及び利用時間等は次に掲げるとおりとする。

#### （1）月曜日～土曜日

午前（午前9時～正午） 午後（午後1時～午後5時） 夜間（午後6時～午後9時）

#### （2）日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）

午前（午前9時～正午） 午後（午後1時～午後5時）

ただし、第一月曜日、年末年始（12月29日から1月3日）及び館長が特に定めた日を除く。

2 前項の利用時間には、準備、後かたづけ、清掃に要する時間を含むものとする。

### （カギの取扱い）

第5条 集会室のカギはまちづくり部で管理することとする。

### （遵守事項）

第6条 協議会が集会室を利用するにあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

（1）近隣住民に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

（2）集会室、トイレ以外に立ち入らないこと。

（3）物品販売等の営利行為をしないこと。

（4）宴会その他酒食を伴う利用をしないこと。

（5）備え付け以外の火気の使用はしないこと。

（6）館内における喫煙はしないこと。

（7）利用後は、清掃、火気の始末、消灯、施錠を厳守すること。

（8）ごみは、必ず各自で持ち帰ること。

### （使用料）

第7条 使用料は無料とする。

### （協議会の責務）

第8条 利用時間中の管理は、協議会が責任をもって行うものとし、利用後は、原状に回復しなければならない

### （事故の責任）

第9条 協議会は、協議会の責に帰すべき事由に基づく事故について責任を負うものとする。

### （その他）

第10条 その他集会室の利用に関し、疑義が生じた場合は、協議会、館長及び北区関係課が協議し、決定するものとする。

### 付 則

この利用基準は、平成21年5月26日から実施する。